



生ごみ堆肥化容器等購入 補助金制度のご案内

市ではこの小冊子で紹介した容器をはじめ、家庭で生ごみの減量に取り組んでいただける方のために補助制度を設けています。

Q1

補助金対象の容器にはどのようなものがありますか？

電気式の家庭用生ごみ処理機やこの小冊子でも紹介している生ごみ堆肥化容器、堆肥化にかかる基材(ピートモス・もみ殻くん炭)などがあります。

生ごみ堆肥化容器については、堆肥化を行う専用の容器として販売させているものに限りです。

(注1) ディスポーザー式で生ごみの粉碎機能のみのものは除きます。

Q2

補助金の申請には条件がありますか？

市内にお住まいの方が対象で、購入した容器等の管理がきちんとできることや営利を目的に使用しない、できた堆肥等を購入者で処理することなどの条件があります。

(注1) 生ごみ処理機の補助金は1世帯につき1基のみで、過去5年以内に補助金を受けている場合、申請できません。

Q3

補助金額はいくらになりますか？

家庭用生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入費の2分の1の補助(100円未満切捨)になります。(上限3万円)

(注1) ポイント等の還元分を使った支払い分は補助対象になりません。

(注2) 設置にかかる作業費用などは対象外です。

(注3) 申請の受付は購入した日から6ヶ月以内です。



Q4

補助金申請に必要なものはありますか？

補助金を申請するために必要なものは、松阪市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に以下の書類を添えて、購入後6ヶ月以内に申請してください。

- (1) 申請者名が明記された領収書の原本
- (2) 購入した機器の保証書の写し(申請者の氏名が明記されていること)※生ごみ処理機の場合のみ
- (3) 設置状況がわかる写真(容器については使用状況が確認できる写真)
- (4) 通帳の写し

■補助金に関する問い合わせ

環境生活部清掃政策課 0598-53-4418 飯南・飯高環境事務所 0598-32-2512
嬉野地域振興局地域住民課0598-48-3813 三雲地域振興局地域住民課 0598-56-7909